

求職開拓事業に係る仕様書

第1 総則

1 事業名

求職開拓事業

2 本事業の目的

本事業は、公共職業安定所を利用していない就職氷河期世代を主な対象者として、民間事業者（商工会等の経済団体やその他業界団体を含む）の創意工夫を活用したPR等を実施し、これらの者に対し、正社員就職に興味・関心を持たせること、正社員求人探し方ややりがい・地域の求人状況を伝えること等により、公共職業安定所の利用登録を促すことを目的とする。

3 事業の実施期間等

令和3年1月1日から令和3年3月31日までの期間とする。

令和3年2月28日までにPR動画のアップロードを完了し、周知・広報を開始すること。

4 委託費に関する考え方

- (1) 受託者が、委託費として計上することができる経費は、求職開拓事業（以下「本事業」という。）の実施に必要な経費に限られており、本事業の目的・性質になじまない経費を委託費に計上することはできない。具体的には別添1を参照すること。
- (2) 東京労働局は、精算時に受託者の支出を精査し、不適切と認めた場合、その経費については支出を認めない。
- (3) 経費が契約額を超える額については、受託者の負担とする。
- (4) 受託者は委託費の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。また、委託費は、専用の口座を単独で設け、他の事業とは別に管理すること。

5 公正な取扱い

- (1) 受託者は、本事業実施に当たって、利用者に均質かつ適切なサービスを提供し、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。
- (2) 受託者は、本事業における利用者の取扱いについて、自ら行う事業の利用の有無等により区別してはならない。

第2 求職開拓事業の詳細

1 事業の概要

上記第1の2と同様

2 対象者・対象事業主

概ね 35 歳から 54 歳未満の就職氷河期世代で、現在安定所を利用していない者であって、安定所の利用が有効であると見込まれる者。

<就職氷河期世代の定義>

本取り組みにおける就職氷河期世代とは、正社員雇用の機会に恵まれなかった 35 歳から 54 歳の求職者（正社員雇用の在籍者は除く）のうち以下に掲げる者とする。

- ① 雇入れ前 1 年間に正社員として雇用されていない方、かつ、雇入れ前、直近 5 年間に正社員としても雇用期間が通算 1 年以下の方
- ② 概ね 1 年以上、臨時的・短期的な就業と失業状態を繰り返す、あるいは、臨時的・短期的な就業と失業状態を繰り返すなど不安定就労期間が長い方
- ③ 非正規雇用の就業経験が多い、あるいは就職後の就労期間が短い方

3 事業の内容等

(1) PR 動画の作成

受託者は、事業目的を踏まえ、就職氷河期世代の安定所の利用登録を促す効果的な PR 動画を作成すること。

(2) 納品数、納品先

DVD 原盤 1 枚、複製ディスク 30 枚。YouTube にアップロードを行うこと。

納品先：東京労働局職業安定部職業安定部若年雇用係

東京都千代田区九段南 1 - 2 - 1 九段第 3 合同庁舎 12 階

(3) 規格等

東京労働局 HP・東京ハローワーク HP・Twitter・YouTube・LINE に掲載できるものであること。掲載期間は無期限とすること。動画の長さは 10 分程度とすること。表現方法は自由とする（実写・CG・アニメ等）。動画については、アスペクト比 16 : 9 のフルハイビジョン以上の方式とし、ファイルのデータ形式は YouTube 等で再生及び DVD プレイヤーや DVD ドライブ付パーソナルコンピュータ等で再生できる形式とすること。

(4) 周知・広報

YouTube にアップロードした動画の周知・広報を行う。バナー広告等効果的な方法を検討し、実行すること。

(5) その他

納品後、検査に合格しないものに関しては速やかに対処（作り直し等）すること。

4 実施体制、運営管理

(1) 計画書の策定

受託者は、本事業の遂行に係るスケジュール、実施時期を含む具体的内容及び方法、について、企画書を元に、東京労働局と事前に協議の上で「事業実施計画書」を策定し、これに基づき本事業の遂行に当たること。

(2) 実施労働局等との連携体制

受託者は、東京労働局と密に連絡を取り、東京労働局の求めに応じて事業の実施状況を報告すること。また、完成までに2回以上の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

受託者は、契約締結後、作業行程表を職業安定課担当者及び会計課用度係あて提出すること。また企画案についても速やかに職業安定課担当者あて提出をすること。

東京労働局は、事業実施計画書の作成に当たり受託者からの協議を受けるほか、受託者からの報告を踏まえ、作業工程及びデザインイメージ等をはじめとし担当者と打合せを行うこと。また、履行状況を確認し受託者に指導・助言を行うほか、必要な協力を行うこと。具体的には、受託者の求めに応じての労働市場情報等の提供等を行うこと。

(3) 効果の検証

効果の検証について、令和3年3月の1ヶ月間におけるYouTube視聴回数で検証する。目標は3000回とする。

5 留意事項

(1) 守秘義務

受託者は、契約の履行に当たり、業務上知り得た情報については、他人に漏らしたり、他に利用するための情報として提供したりしないこと。

(2) 個人情報の保護

受託者は、個人情報を収集及び保管し、又は使用するに当たっては、本事業の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報を収集及び保管し、又は使用しなければならない。本事業の実施終了後も同様とする。

受託者は、その他個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。また、個人情報保護のための業務について、責任を有する者を配置すること。

(3) 備品等の管理

受託者は、本事業の実施に関して、備品等を購入した（又は貸与を受けた）場合、一覧表を作成し、購入（貸与）年月日、購入（貸与）理由、廃棄（返還）年月日を記

し、適切な維持管理を行うこと。

(4) 書類の整備及び保存

受託者は、実施年度毎に、職員、会計及び事業内容に関する諸記録を整備し、整備した記録や帳簿書類について、事業を終了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日に属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。整備に当たっては、委託事業の実施経過並びに委託事業の実施に伴う収入及び支出の状況を明らかにするため、委託事業に係る会計を他の経理と区分すること。

なお、会計書類等は国の会計及び物品に関する規定に準じて整備すること。

(5) 著作権・プライバシーの侵害、業務妨害等の禁止

受託者は、PR 動画の作成に当たり当該動画にイラストや写真等の著作物を使用する場合は、関係者に必要な承諾を得ること。また、プライバシーの侵害とみなされる行為及び実施労働局等の業務の妨害とみなされる行為を行ってはならない。

(6) 公正採用選考に対する配慮

PR 動画が基本的人権反する内容であったことが確認された場合は、ただちに掲載は中止とする。また、その場合、違反行為部分に関しては、委託費の支払いを行わない。

(7) 関係法令等の遵守

本事業の実施に当たっては、厚生労働省所管法令をはじめとする関係法令、条例等を遵守しなければならない。関係法令に違反していることが判明した場合は直ちにPR 動画の掲載を中止する。その場合、委託費の支払いは行わない。

(8) 再委託

ア 委託業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託を行ってはならない。

イ 事業実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、受託者は、原則としてあらかじめ再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法（以下「再委託先等」という。）について書面により申し出た上で、東京労働局の承認を得なければならない。ただし、事業の一部の再委託に当たっては、原則として、以下のことを行ってはならないこと。

① PR 動画の企画等、本事業の主体的な部分について、一括して再委託すること。

② 委託費の金額に対する再委託に要した経費の割合が50%を超えること。

ウ 委託契約締結後にやむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で実施労働局の承認を得るものとする。

エ 上記イ又はウにより再委託を行う場合には、受託者は再委託先から必要な報告を徴収することとする。

オ 上記の守秘義務、個人情報の保護、販売・宣伝の禁止、著作権・プライバシーの侵害、業務妨害等の禁止、関係法令等の遵守等について、再委託先は受託者と同様の義務を負うものとする。

6 その他

本事業における成果品及び業務履行過程で得られた記録は全て東京労働局に帰属するものとし、受託者は東京労働局の許可なく使用又は流用をしないこと。

本仕様書に定めのないものは、東京労働局と協議すること。

別添 1 委託費の内容

委託費の内容

委託事業の遂行に必要と認められる経費は、具体的には以下のとおり。

1 事業費

動画作成、動画出演依頼料、コンテンツ作成経費を含む実施に係るその他の経費

2 人件費

① 賃金・謝金

事業担当者及び補助スタッフ等に係る賃金又は謝金

② 諸税及び負担金

社会保険料、労働保険料及び子ども・子育て拠出金事業主負担分（法定額）

3 その他

東京労働局等との打合せに要する経費、事業担当者及び補助スタッフ等に係る旅費その他事業の運営に必要と認められる経費

4 再委託費

再委託費は、委託業務の一部について、受託者以外の者に再委託するのに要する経費。ただし、再委託の割合が50%を超えないこと。

5 その他

受託者が負担する法律上の損害賠償責任を填補する損害賠償保険の加入に要する経費